処分基準整理票

処分の内容		給水装置コ	給水装置工事事業者の指定の取消し					
根拠法令及び条項		水道法第2	水道法第25条の11					
	■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) □無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)							
処分基準	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)							
	【内容】 水道法第25条の11 (別紙のとおり)							
処 分 基 準 設定年月日		年	月 日	処 分 基 準 最終変更年月日	年	月	日	
所管部署		上下水道局	上下水道局 料金サービス課					
備考								

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

給水装置工事事業者の指定の取消し

水道法

(指定の取消し)

- 第25条の11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。
 - 1 第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
 - 2 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - 3 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 4 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 5 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれ に応じないとき。
 - 6 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、 又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - 7 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
 - 8 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。
 - 2 第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

水道法

(指定の基準)

- 第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。
- 1 事業所ごとに、次条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 成年後後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ハ 第25条の第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2年を経過しない者
 - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足り る相当な理由がある者
 - ホ 法人であって、その役員のうちにイから二までのいずれかに該当する者が あるもの

水道法施行規則

(厚生労働省令で定める機械器具)

- 第20条 法第25条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。
 - 1 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - 2 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - 3 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - 4 水圧テストポンプ

水道法

(給水装置工事主任技術者)

- 第25条の4 指定給水装置工事事業者は、事業者ごとに、第3項各号に掲げる 職務をさせるため、厚生労働省で定めるところにより、給水装置工事主任技 術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任 しなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任した時も、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - 1 給水装置工事に関する技術上の管理
 - 2 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - 3 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく 政令で定める基準に適合していることの確認
 - 4 その他厚生労働省令で定める職務

水道法施行規則

(給水装置工事主任技術者の職務)

- 第33条 法第25条の4第3項第4号の厚生労働省令で定める給水装置工事 主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事 に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。
 - 1 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - 2 第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - 3 給水装置工事を完了した旨の連絡

水道法

(変更の届出等)

第25条の7 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生 労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、 休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その 旨を水道事業者に届け出なければならない。

水道法施行規則

(変更の届出)

- 第34条 法第25条の7の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2 法人にあっては、役員の氏名
 - 3 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 第25条の7の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から30日以内に様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて、 水道事業者に提出しなければならない。
 - 1 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附 行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書 の写し
 - 2 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2による法第25条の 3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約 する書類及び登記簿の謄本

水道法

(事業の基準)

第25条の8 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事 の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努め なければならない。

水道法施行規則

(事業運営の基準)

- 第36条 法第25条の8に規定する項背労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。
 - 1 給水装置工事ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
 - 3 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
 - 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水 装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
 - 5 次に掲げる行為を行わないこと。

- イ 令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
- ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合に適さない機械器具を使用すること。
- 6 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事 主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録を その作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - へ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

水道法

第25条の9 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を 行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工 事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事 主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。